

転院搬送における救急車利用の適正化

1 現状・課題

- 平成28年の転院搬送（速報値）は43,665人で、全救急搬送人員に占める割合は6.3%
- 平成26年12月に実施した「東京都救急搬送実態調査」では、低緊急又は非緊急が52.1%と半数を超えていた
- また、上記調査では、転院搬送の際の医療従事者の同乗について、同乗がなかったものが96.4%であった
- 平成28年3月31日付国通知「転院搬送における救急車の適正利用の推進について」を受け、平成28年度に検討委員会を設置

2 転院搬送における救急車利用の適正化に向けた検討

- 医師会、医療機関、学識経験者、東京消防庁等で構成する検討会において、救急業務としての転院搬送ルール（要領）を策定

■ 消防機関が行う転院搬送の要請に関する要領

- ・ 転院搬送の要請基準
- ・ 医師の同乗
- ・ 転院先医療機関の確保
- ・ 転院搬送依頼書

3 今後のスケジュール（予定）

- 「消防機関が行う転院搬送の要請に関する要領」は、消防法の「救急搬送に関する実施基準」に定め、各医療機関へ周知後、10月以降に運用開始予定
- 緊急性は低いが、継続した呼吸管理等の医療処置が必要な患者の転院搬送については、いわゆる病院救急車や民間救急車を活用する医療機関を支援（10月以降に運用開始予定）

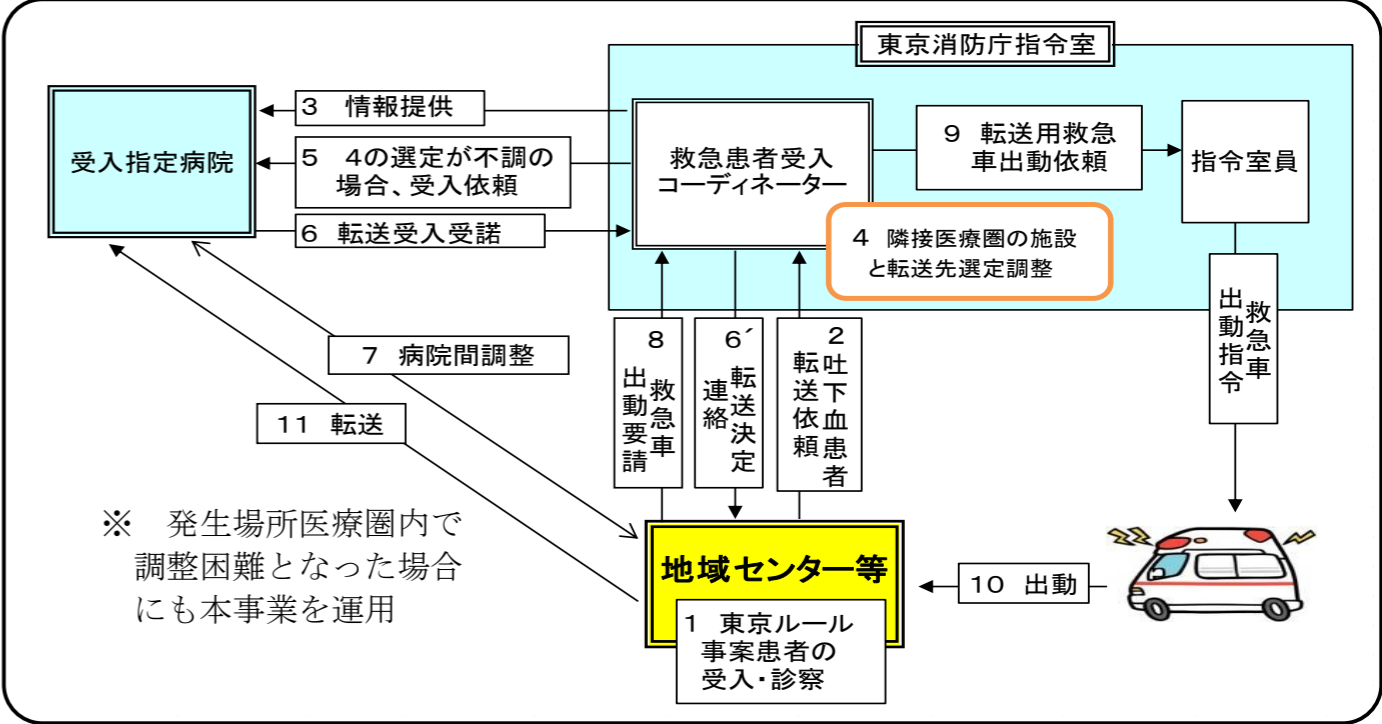
吐下血患者の受入体制の強化

1 現状・課題

- 平成28年の東京ルールは353件であり、東京ルール発生割合は3.8%
- 夜間の緊急内視鏡のための診療体制（介助看護師、輸血など）の確保が課題
- 吐下血がキーワードとなり東京ルールとなった場合には、その他のキーワードで東京ルールとなった場合に比べて圏域内での受入率は低い。

2 受入体制の強化の考え方

- 東京ルール事案となった、下記の吐下血患者については、救急受入コーディネーターが受入先を調整
  - ① 地域救急医療センター等が一時受入後に転送を要する 又は
  - ② 患者圏域内での受入れが困難な患者



3 受入指定病院の確保

- 地域救急医療センターの当番に合わせて夜間の緊急内視鏡による診療体制を確保できる医療機関を指定（区部：固定1か所、多摩地域：輪番1か所）
- 平成29年7月16日（日曜日）9時から運用開始